

ぶどうの樹日本語教育センター 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和 7 年 3 月 1 日策定

第 1 章 総 則

（機関の目的）

第 1 条

日本語教育を通して、母国や日本に対する深い理解と異文化交流を促進し、自律・協働で学ぶ力を身につけ、多文化共生社会に貢献できる人材を育成する。

（機関の名称）

第 2 条

本学は、「ぶどうの樹日本語教育センター」と称する。

英語名称は「True Vine Japanese Language Education Center」と称する。

（位置）

第 3 条

本学は兵庫県神戸市兵庫区上庄通 3 丁目 1 番 1 号に置く。

（点検・評価）

第 4 条

本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的・目標達成及び社会的使命を果たすため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- (1) 実施時期：毎年 3 月
- (2) 実施責任者：校長 勝裕之
- (3) 公表先：ホームページ (<https://www.budonoki.co.jp/>)
- (4) 公表時期：毎年 6 月
- (5) 自己点検項目：
 1. 目的・目標の達成状況
 2. 教員及び職員の組織運営
 3. 施設・設備
 4. 日本語教育課程の編成・実施
 5. 学習の成果・卒業の認定
 6. 生徒への支援
 - ・生活上の支援
 - ・進路に関する支援
 - ・入国在留に関する指導及び支援
 7. 教育活動の改善を継続的に行う仕組み
 8. 財務
 9. 入学者の募集と選考
 10. 法律遵守
 11. 地域貢献・社会貢献

第2章 コース、授業実施期間、授業日数及び休業日

(コース、修業期間・収容定員・クラス数)

第5条

本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
午前	進学2年コース	2年	40人	2クラス	※定員にあわせて募集をする
		2年	20人	1クラス	
	小計		60人	3クラス	
午後	進学1年6か月コース	1年6月	20人	1クラス	
		1年6月	20人	1クラス	
	小計		40人	2クラス	
計			100人	5クラス	

(始期・終期)

第6条

- 1 本学の各コースは、4月および10月に始まり、3月に終わる。
- 2 前項の期間を分けて次の学期とする。

(1) 進学2年コース

第1春学期	4月1日から6月30日まで
第1夏学期	7月1日から9月30日まで
第1秋学期	10月1日から12月31日まで
第1冬学期	1月1日から3月31日まで
第2春学期	4月1日から6月30日まで
第2夏学期	7月1日から9月30日まで
第2秋学期	10月1日から12月31日まで
第2冬学期	1月1日から3月31日まで

(2) 進学1年6か月コース

第1秋学期	10月1日から12月31日まで
第1冬学期	1月1日から3月31日まで
第2春学期	4月1日から6月30日まで
第2夏学期	7月1日から9月30日まで
第2秋学期	10月1日から12月31日まで
第2冬学期	1月1日から3月31日まで

(実施期間)

第7条

日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする

(授業日数及び休業日)

第8条

- 1 本学が授業を開校できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。
- 2 本学の休業日は、次の通りとする。
 - (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) お盆休暇(8月14日前後約1週間)

(5) 学期間の休業

① 春季休暇(3月下旬から4月上旬の3週間、終始日は各年度前に決める。)

② 夏季休暇(6月下旬から7月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)

③ 秋季休暇(9月下旬から10月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)

④ 冬季休暇(12月下旬から1月上旬の2週間、終始日は各年度前に決める。)

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第9条

本学の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 第1部 始業時刻 8時50分 終業時刻 12時10分

(2) 第2部 始業時刻 13時00分 終業時刻 16時20分

第3章 日本語教育課程、授業時数

(教育課程)

第10条

本学の各コース別の教育課程及び授業時数は次の通りとする。ただし、ここにいう授業時間の1単位時間は45分とする。

課程名	修業期間	期間(週数)	合計授業時間数
進学2年コース	2年	80週	1600単位時間
進学1年6か月コース	1年6か月	61週	1220単位時間

第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第11条

1 本学の学習評価は、学期ごとに各種試験、レポート、発表、成果物、授業態度等を総合して決定し、次の表のと通りの5段階とする。

評価	達成率	可否
A	90%以上	合格
B	80%以上 90%未満	合格
C	70%以上 80%未満	合格
D	60%以上 70%未満	合格
E	60%未満	不合格

2 追試験は特別の事由(病気、怪我等)により定期試験、学期末試験を受験できなかったものに当該科目について受験を許可する。その場合、成績は90%計算とする。

3 不合格だった場合は、再試験の受講、または追加課題を行い、合格すればD評価とする。

(修了・卒業の認定)

第12条

1 校長は、教育課程で定められた各授業科目に基づいて第11条に定める学習の評価を行い、全授業でD以上の評価を修め、総合出席80%以上のものに対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の課程を修了した者に対して卒業を認定し卒業証書を授与する。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第13条

1 本学に次の教職員をおく。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 主任教員 1名
- (4) 教員 6名以上（主任教員を含む。うち本務等教員3人以上）
- (5) 事務を統括する職員 1名
- (6) 生活指導担当者 2名以上

2 前項のほか、必要な職員をおくことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(教員会議)

第14条

1 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は主任教員が主宰する。

第6章 在籍等

(入学資格)

第15条

本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
 - ① 経費支弁者に十分な経費支弁能力があること。
 - ② 経費支弁能力を立証できる資料を有すること。
- (5) 本邦における不法滞在歴・本邦あるいは自国での犯罪歴のない者
- (6) 明らかに勉学を留学の目的とする者

(入学時期)

第16条

本学への入学は年2回とし、その時期は4月および10月とする。

(入学手続き)

第 17 条

本学への入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他本学が定める必要書類をすべてそろえたうえ、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 本学は前項の手続きを終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 21 条に定める入学金および必要な書類を添えて、入学手続きをしなければならない。
- (4) 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合には、早急に本学に申し出なければならない。

(休学・復学)

第 18 条

- 1 学生が疾病その他の正当な事由によって、30 日以上休学する場合は、その事由および休学の期間を記載した休学届けに医師の診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 19 条

転学する者は、その事由を記載した転学願を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 20 条

退学する者は、その事由を記載した退学願を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

第 7 章 学生納付金

(学生納付金)

第 21 条

- 1 本学の学生納付金は、次の通りとする。

1	入学検定料	30,000(全コース共通)
2	入学金	60,000(全コース共通)
3	授業料	1,200,000(進学2年コース) 900,000(進学1年6か月コース)
4	施設・設備費	60,000(進学2年コース) 45,000(進学1年6か月コース)
5	教材費	80,000(進学2年コース) 60,000(進学1年6か月コース)
6	課外活動費	40,000(進学2年コース) 30,000(進学1年6か月コース)
7	保険料	20,000(進学2年コース) 15,000(進学1年6か月コース)

8	健康診断料	5,000 (進学2年コース) 5,000 (進学1年6か月コース)
9	その他 (外部試験料)	20,000 (進学2年コース) 20,000 (進学1年6か月コース)

2 手数料の額については、発行する証明書等1通につき以下のとおりとする。また、手数料を徴する証明書等の名称については、次の各号のとおりとする。

- (1) 在学証明書 200 円
- (2) 出席・成績証明書 200 円
- (3) 卒業見込証明書 200 円
- (4) 卒業証明書 200 円
- (5) 推薦書 300 円
- (6) 学生証再発行 500 円
- (7) その他前各号に掲げるものに類する書類

(納付金の納入)

第22条

- 1 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費（上記表の3～9）を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から、学費を免除することができる。
- 3 学費の納入については以下のとおりとする。
 - (1) 学費は、半年分を次のとおりに納付しなければならない。
 - 第1期 4月生 3月31日まで
 - 10月生 9月30日まで
 - 第2期 4月生 9月30日まで
 - (2) 前項の規定にかかわらず、第1期分に係る学費を納付するときに、当該年度の第2期に係る学費を併せて納付することができる。
 - (3) 校長は、特別の事情により、学費を所定の期日までに納付することが困難な者に対して、願い出により、分納又は延納を許可することができる。
 - (4) 校長は、経済的理由によって学費の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、願い出によりその事情を審査し、学費の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(納付金の滞納)

第23条

学生が正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、第21条の定める学費を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(納付金の返還)

第24条

第21条及び第22条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合
入学検定料及び返金手数料を除くすべての納付金を返還する。

- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合
在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合入学検定料、
入学金及び返金手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許
可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において 査証が発給さ
れなかったことを証明する書類を提出した者に限る。
- (3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合
査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学
金、1 か月分の授業料及び返金手数料を除くすべての納付金を返還する。
ただし、入学許可書を返還し、パスポートの全ページのコピーを提出した者に
限る。
- (4) 入学後、途中退学した場合
入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設費について
は、1 年間を 2 期とし、次の半年分の納付済み分を返還する。

第 8 章 賞罰

(褒賞)

第 26 条

校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 27 条

- 1 学生が、この学則その他本学が定めた諸規則を守らず、学生の本分にもとる行為があ
ったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学および退学の 3 種類とする。
- 3 前項退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 学生納付金を 3 か月以上滞納した者
- 4 校長は前条に係る行為に該当する学生に対して訓告を与え、3 回目となった場合に
は、退学を命じることができる。

第 9 章 雑則

第 28 条(寄宿舍)

寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 29 条(健康診断)

学生および教職員の健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 30 条(諸帳簿)

本学には、下記の諸帳簿を備えるものとする。

- (1) 学校沿革
- (2) 卒業証書台帳
- (3) 職員履歴書綴

- (4) 学校日誌
- (5) 職員出勤簿
- (6) 備品台帳
- (7) 学生指導要録
- (8) 出席簿
- (9) 健康診断書綴
- (10) 入学許可台帳
- (11) 職員会議録
- (12) その他、教育関係法令等に定める必要な諸帳簿

第 31 条（細則）

この学則の施行について必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。